

令和2年 第1回松田町議会臨時会 会議録

令和2年4月17日 午前11時00分 開議

1. 出席議員 12人

1 番	唐 澤 一 代	2 番	古 谷 星工人	3 番	内 田 晃
4 番	平 野 由里子	5 番	田 代 実	6 番	井 上 栄 一
7 番	南 雲 まさ子	8 番	中 野 博	9 番	飯 田 一
10 番	齋 藤 永	11 番	寺 嶋 正	12 番	大 館 秀 孝

2. 欠席議員 なし

3. 説明のための出席者 10人

町 長	本 山 博 幸	副 町 長	田 代 浩 一
教 育 長	浄 泉 和 幸	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	_____
政 策 推 進 課 長	鈴 木 英 幸	参 事 兼 総 務 課 長	工 藤 義 孝
税 務 課 長	_____	町 民 課 長	川 本 博 孝
福 祉 課 長	椎 野 晃 一	子 育 て 支 援 課 長	_____
観 光 経 済 課 長	柳 澤 一 郎	参 事 兼 ま ち づ くり 課 長	高 橋 英 雄
環 境 上 下 水 道 課 長	_____	教 育 課 長	遠 藤 洋 一

4. 出席した議会事務局書記 2人

事 務 局 長	竹 内 淳	書 記	鈴 木 美 紅
---------	-------	-----	---------

5. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 町長の行政報告

- 日程第 4 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（松田町国民健康保険条例の一部を改正する条例）
- 日程第 5 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 2 年度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号））
- 日程第 6 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 2 年度松田町一般会計補正予算（第 1 号））
- 日程第 7 議案第 27 号 令和 2 年度松田町一般会計補正予算（第 2 号）

6. 議会の状況

議 長 皆さん、こんにちは。さて、去る 4 月 16 日、松田町告示第 22 号により、令和 2 年第 1 回松田町議会臨時会の招集がされました。本日は定刻までに御参集いただき、ここに臨時会が開催できますことを衷心より感謝申し上げます。

この臨時会では、町新型コロナウイルス感染症対策本部からの町の基本方針により、37.5℃以上の方は役場庁舎に入れないこととなっており、また傍聴席は離隔 2 メートル以上を確保するため、5 席となっております。また、マスクの着用、くしゃみ、せき、発熱の方の傍聴の御遠慮、入室時の消毒などお願いしています。議員並びに町長以下職員も、マスクの着用を許可しますが、円滑な議事進行のため、発言の際はマスクを外して発言してください。また、議場は閉鎖された場所であり、長時間いることは感染リスクが高まりますので、町長の議案に対する説明などは、今まで以上に的確かつわかりやすく行い、議員各位におかれましても要点を明確にして質問をして、時間短縮に努めてください。休憩中は窓を開けるなどして換気を行ってください。また、職員が感染した場合の行政の停滞、町民の不安感の増大など影響を考慮して、町長から委任を受けた課長職の出席については、説明・答弁に支障がない範囲で必要な人員とします。

それでは、ただいまの出席議員は議員定数 12 名中 12 名です。よって、地方自治法第 113 条の規定による定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

(11時00分)

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

議 長 日程第1「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。
会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により議長から指名いたします。
10番 齋藤永君、11番 寺嶋正君の両名にお願いします。

議 長 日程第2「会期の決定について」を議題といたします。
本臨時会を開催するに当たりまして、本日4月17日、午前10時40分より議会運営委員会が開催されましたので、その結果を委員長より報告願います。議会運営委員会委員長 井上栄一君。

議会運営委員長 皆さん、こんにちは。議会運営委員会の報告を申し上げます。令和2年第1回議会臨時会の招集に当たり、本日午前10時40分より役場4階大会議室におきまして、委員6名中全員出席のもと委員会を開催し、次のとおり決しましたので御報告申し上げます。

会期は本日4月17日の1日とさせていただきます。

次に、審議内容について申し上げます。日程第1会議録署名議員の指名についてから日程第7議案第27号令和2年度松田町一般会計補正予算（第2号）を行います。

審議いただく議案は4件です。承認第2号専決処分の承認を求めることについて（松田町国民健康保険条例の一部を改正する条例）と、承認第3号専決処分の承認を求めることについて（松田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号））ですが、新型コロナウイルス感染症に感染した国民健康保険被保険者である被用者のうち、一定の要件に該当する場合に傷病手当金を支給するものです。6月定例会を待たずに必要な方に支給するために、急施を要するため専決処分した内容となります。質疑等を行い、即決をお願いをいたします。

次に、承認第4号専決処分の承認を求めることについて（松田町一般会計補正予算（第1号））ですが、土地開発基金で購入した町有地、寄1番地の払下げに伴い、基金から一般会計へ買い戻すための補正予算を専決処分した承認となります。町が売買契約を締結するために急施を要するものであり、質疑等を行い、即決をお願いをいたします。

次に、議案第27号松田町一般会計補正予算（第2号）ですが、新型コロナウイルスの影響で国も対策を立てているところですが、喫緊の課題を抱える町

民・町内事業者等に対して必要な救済措置を迅速に行うため、町独自の施策を講じた費用を補正するものです。質疑等を行い、即決でお願いをいたします。

以上で議会運営委員会の報告について終わりますが、不備な点がございましたら、他の委員からの補足説明をお許し願いたいと思います。以上です。

議 長 議会運営委員長の報告が終わりました。お諮りいたします。本臨時会の会期につきましては、ただいま議会運営委員会委員長の報告どおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、令和2年第1回松田町議会臨時会の会期は本日4月17日の1日と決定いたしました。

議 長 日程第3「町長の行政報告」に入ります。

町 長 皆さん、こんにちは。気温の温暖差が日に日にある状況で、体調を崩しやすい中に、本日ここに…今日このごろでございますが、議員各位におかれましては、ますます御健勝のことと心からお喜びを申し上げます。

さて、去る4月16日に令和2年第1回松田町議会臨時会の招集告示をいたしましたところ、議員各位におかれましては大変公私ともにお忙しいところ、全員の御出席をいただき、ここに本臨時会が開催されますことを、まずもって御礼を申し上げます。ありがとうございます。本来ですと3月議会以降の行政報告並びに4月1日付での人事異動等々の紹介をさせていただくところでございますけれども、諸般の理由により本日は割愛させていただき、6月議会でさせていただくことを御承知いただきたいというふうに思います。

それでは、本日の臨時議会に付議いたしました案件でございますが、緊急性を要する新型コロナウイルス感染症緊急対策に伴う令和2年度一般会計補正予算(第2号)を初め専決処分の承認案件として、松田町国民健康保険条例の一部を改正する条例、令和2年度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)、令和2年度松田町一般会計補正予算(第1号)でございます。

以上、御提案をいたしました案件につきましては、議事の進行に伴い私を初め副町長、教育長、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますよう、何とぞよろしくお願ひ申し上げ、行政報告とさせて

いただきます。よろしくお願いいたします。

議 長 町長の行政報告を終わります。

議 長 日程第4「承認第2号専決処分の承認を求めることについて（松田町国民健康保険条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 承認第2号専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、松田町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年4月17日提出、松田町長 本山博幸。

よろしくお願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 1枚おめくりください。地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。松田町国民健康保険条例の一部を改正する条例でございます。こちらにつきましては、国の新型コロナウイルス感染症対策本部が令和2年3月10日に決定した新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策第2弾の中で、国民健康保険において新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する内容が盛り込まれたことに伴い、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした一定の要件を満たした被用者に対して傷病手当金を支給するため、国民健康保険条例の一部を改正するもので、国内の感染拡大防止、さらには対象者への速やかな手当金の支給が望まれることから、急施を要するため専決処分したものであります。また、市町村に対しては、支給額全額について国の特別な財政支援が行われます。

1ページおめくりください。松田町国民健康保険条例の一部を改正する条例。松田町国民健康保険条例の一部を次のように改正する。附則に次の見出し及び6項を加えるということで、こちらは附則による改正となっております。こちらにつきましては、国の指示により今回の措置は臨時的・時限的なものである。本則を修正することで条ずれが生じ、そのことが今後も影響することを避けるため、附則による改正条例文となっております。

新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に係る傷病手当金につきまし

て、第6項では支給要件を定めてございます。給与等の支払いを受けている被用者が療養のため業務に服することができないとき、新型コロナウイルス感染症に感染したとき、または発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限り、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間ということで、4日目以降から支給されます。傷病手当金を支給する。

第7項では、支給の算定方法について定めています。傷病手当金の額は1日につき直近の継続した3カ月の給与等の収入の合計額を労務日数で除した金額の3分の2に相当する金額とするもので、例えば1カ月18万円の給与で勤務日数が20日の場合は、3カ月分ということで、54万円の給料を60日で割って、1日9,000円となります。このうち3分の2が対象ということで、1日につき6,000円×日数ということで、傷病手当金が支給されます。

1ページおめくりください。2ページ目、第8項では、支給期間について定めています。傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6カ月を超えないものとする。

第9項では、傷病手当金と給与等との調整について定めています。給与等の全部または一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が第7項の規定により算定する額より少ないときは、その差額を支給するというので、先ほど例として1日9,000円という方がですね、仮に事業所から5,000円支給されるという場合は、3分の2が対象なので、6,000円との差額について1,000円を支給するという規定となっております。

第10項では、追加支給について定めています。前項に規定する者が受けることができるはずであった給与等の全部または一部について、その全額またはその一部を受けることができなかった場合において、傷病手当金との差額を支給するものです。ということで、もともと事業所から、先ほどの例えば5,000円が支給されるよということになっていたものが、支払われなかった場合には、その分について追加して町が支給しますという規定となっております。

第11項では、追加支給した額を事業主に求めることについて定めています。

前項の規定により町が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

附則。この附則は公布の日から施行し、改正後の松田町国民健康保険条例附則第6項から第11項までの規定は、傷病手当金の支給を定める日が令和2年1月1日から令和2年9月30日以降の町長が定める日までの間に属する期間に適用することとする。令和2年9月30日までを適用期間としていますが、入院が継続する場合等、最長1年6カ月まで延長ができることとなっているため、該当する方がいた場合には、退院等に合わせ、町長が適用期間を定めることができる規定となっております。

説明につきましては以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。承認第2号専決処分の承認を求めることについて(松田町国民健康保険条例の一部を改正する条例について)、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第5「承認第3号専決処分の承認を求めることについて(令和2年度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号))」を議題といたします。
町長の提案説明を求めます。

町 長 承認第3号専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し

承認を求める。

令和2年4月17日提出、松田町長 本山博幸。よろしくお願ひいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 1枚おめくりください。専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。令和2年度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)。こちらにつきましては、先ほどの国民健康保険条例の一部改正と同様に、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当の支給に伴う補正予算でございます。傷病手当金を支給するに当たり、急施を要するため、所要の経費について専決処分させていただきました。

6ページ、7ページを御覧ください。歳出の科目、款2保険給付費、項6傷病手当費、目1傷病手当金、保険給付費のところ、補正前の金額9億2,947万1,000円、補正額1,000円として、合計9億2,947万2,000円としております。こちら、目1の傷病手当金のところにですね、説明欄の負担金補助及び交付金ということで、傷病手当金を1,000円設定させていただきました。こちら傷病手当金の申請がございましたら、予備費から充当させていただきます。なおですね、歳入につきましては、既存の科目、款3県支出金、項1県補助金、目1保険給付費交付金で受け入れることとなります。

説明については以上となります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。承認第3号専決処分の承認を求めることについて(令和2年度松田町国民健康保険事業特別会計補

正予算（第1号）について）、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第6「承認第4号専決処分の承認を求めることについて（令和2年度松田町一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 承認第4号専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年度松田町一般会計補正予算（第1号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年4月17日提出、松田町長 本山博幸。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

政策推進課長 それでは、承認第4号専決処分の承認を求めることについて（令和2年度松田町一般会計補正予算（第1号））について御説明をさせていただきます。

本件の事業につきましては、町有地、寄字1番地の売却に係る一般競争入札を4月7日に行ったところ、平成27年度に松田町が土地開発基金で購入した土地の一部が落札したことに伴い、早急に土地の売買契約を締結するため、土地開発基金から一般会計で買い戻すための補正をさせていただきたく、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和2年4月9日付で松田町一般会計補正予算（第1号）を専決処分により補正を行いましたので、本臨時会に報告させていただきたく、承認を求めるものでございます。

それでは、8、9ページの歳入でございます。まず、本件につきましては、寄1番地の土地で、国道245号線を挟んで、濁沢及び川音川の土地の一部、1,451.74平米の歳入となったものでございます。款、財産収入、財産売払い収入で、町有地売却収入として2,100万円の増額補正をするものでございます。

続いて、10ページ、11ページ、歳出でございます。総務費、総務管理費、財産管理費の節、公有財産購入費については、歳入でも御説明させていただいた土地を公有財産購入費として、歳入同額の2,100万円の補正を行うものでございます。今回の補正につきましては、土地開発基金から一般会計で買い戻すた

めの補正でございます。本件の土地の売却により、4月9日付で専決処分を行ったものでございます。今後、台帳補正をするとともに、基金の目的に沿った事業の円滑な執行を推進してまいります。

以上、専決処分の承認を求めることについて、よろしく願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

6 番 井 上 1点お伺いをいたします。これでですね、土地開発基金会計のですね、現金及び土地開発基金の面積がですね…。

議 長 井上議員に申し上げます。マスクを外してください。

6 番 井 上 今回のこの2,100万円のですね、土地開発基金からの買戻しに伴ってですね、現金、土地開発基金の今後のですね、現金と保有面積についてお知らせいただきたいと思います。

政策推進課長 まず現金につきましては、ここを含めまして7,640万792円でございます。土地の面積につきましては、1万9,177.86平米になります。土地の金額につきましては、2億9,046万7,389円でございます。以上です。(私語あり)面積、はい。土地の面積につきましては、1万9,177.86平米でございます。土地の金額ですね、購入価格、金額につきましては、2億9,046万7,389円になります。そして現金ですね…現金はいいですか。以上です。

6 番 井 上 結構です。

議 長 ほかにございますか。

5 番 田 代 1点質問させてください。今の政策推進課長の説明で、最後に、このお金については今後、基金の目的に沿った円滑な執行をするというふうに説明されたんですけど、どういったことでしょうか。

政策推進課長 この基金の目的につきましては、町の公共的な事業あるいは公共の用に供する事業という基金の目的がございますので、ここを一般会計から買戻した額について、あわせてですね、今後進めていくものでございます。以上です。

5 番 田 代 以前、この寄1丁目のことについて一般質問で議論したときに、10年間の買戻し特約というお話をされたと思います。基金に積んでしまうと、買戻し特約がそういった問題が発生したときに、それから戻せないような感じするんですよ。そうすると財調なり一般財の何らかの形で対応になるのかなということ

なんですけれども、その辺に関してはいかがでしょうか。

政策推進課長 こちらの基金の目的に沿って、いろいろ確認をしたことなんでございますが、目的に沿って一回買戻しをしたものの、財源から町の目的のものを出すということであれば、それが…出すことであれば、その執行は問題ないという判断でこれからさせていただきたいと思います。これからですね、さまざまな事業がございます。例えば駅の周辺事業等もございますので、そうした部分について一回町の目的を持って、先行取得をして買戻すというようなことの執行は可能という判断のもとに執行していきたいというふうに考えてございます。

5 番 田 代 ちょっとよくわからないんですけれども、今の公共事業のための基金、先般新設された基金ですよね。（私語あり）あ、そうか、土地開発基金ね。その場合に、土地開発基金に積んで、それで買戻し特約の執行する場合は、それからおろせると、そういう内規をつくるわけですか。それとも制度上それが可能なわけですか。その件について再度、聞かせていただきます。

政策推進課長 こちらにつきましては、国や県のほうのいろいろ調査をした結果、その辺は可能だという判断をいただきましたので、そのように進めさせていただきます。以上です。

5 番 田 代 わかりました。ありがとうございます。

議 長 ほかにございますか。

（「ありません」の声あり）

質疑を打ち切りたいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声多数）

討論に入ります。

（「省略」の声あり）

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。承認第4号専決処分の承認を求めることについて（令和2年度松田町一般会計補正予算（第1号））について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第7「議案第27号令和2年度松田町一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第27号令和2年度松田町一般会計補正予算（第2号）。

令和2年度松田町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億5,100万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年4月17日提出、松田町長 本山博幸。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

政策推進課長 それでは、令和2年度一般会計補正予算（第2号）について御説明をさせていただきます。

まず、今回の補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に伴うものでございます。新型コロナウイルス感染症の拡大は、本町の地域経済や町民生活に甚大な影響を及ぼしており、その対策を講じることは急務となっていることから、本町では新型コロナウイルス感染症緊急対策に係る補正予算について提案するものでございます。補正予算の内容につきましては、新型コロナウイルス感染症により経済活動に影響を受けている中小企業、小規模事業者、個人事業主に対する支援、また高齢者等の移動手段に係る助成やオンライン事業の導入等の住民生活への支援など、総額6,000万円の歳入歳出補正予算を編成するものでございます。

それでは、ページ8、9ページをお開きください。事項別明細書の2、歳入より御説明をさせていただきます。繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金につきましては、4,500万円の補正をするものでございます。次に諸収入、貸付金元利収入、経営安定緊急融資預託金元金収入1,500万円を補正するもので、金融機関に預託金として貸し付けるものでございます。その貸付金につきまし

ては、歳出同額による歳入となるものでございます。

続きまして、10、11ページの歳出について御説明をさせていただきます。まず、民生費、社会福祉費、社会福祉総務費、負担金補助及び交付金500万円でございます。住民生活を守るための取組の強化によるものでございます。高齢者等移動手段確保助成金といたしまして、高齢者等への移動に伴うタクシー初乗り分の助成を実施するものでございます。

次に、衛生費、保健衛生費、予防費、需用費の消耗品費といたしまして、防護服や消毒液、マスク等の購入費として550万円、及び備品購入費としまして次亜塩素酸水精製装置の購入費として50万円を補正するものでございます。

続いて、商工費、商工振興費、感染症対策事業でございます。地域経済活動を守るためのセーフティーネットの強化として、町独自の融資制度で、経営安定緊急融資、中小企業信用保証料補助金といたしまして、100%補助の事業とし、917万円。利子補助金といたしましては、期間を3年間で100%補助するもので、233万円を補正するものでございます。

次に、感染症対策商工振興商品券発行事業補助金については、発行額総額の2,200万円、プレミアム付の10%を発行額総額3,600万円に、またプレミアムを20%に拡大し、事業を展開するための予算でございます。450万円でございます。感染症対策飲食店支援事業補助金300万円につきましては、甚大な影響を受けている飲食店への支援策として、テイクアウト等の事業を展開する団体への事業費補助として補正するものでございます。

続いて、小規模事業者経営改善資金感染症関連利子補助金50万円については、政策金融公庫から融資を受ける制度の特別枠について、2年間にわたり100%の利子補給を行うものでございます。中小企業・小規模事業者等緊急支援補助金500万円につきましては、売上げ等が激減し、国等の支援策が十分に行き届かない部分を補完するための財政支援を行うものでございます。

続きまして、移動販売事業感染症対策拡充分の補助金70万円につきましては、増加傾向にある「くるまつくん」について、2台目を運行させるための財政支援として補助するものでございます。

次に、貸付金につきましては、経営安定緊急融資預託金1,500万円で、歳入

と同額になります。

続きまして、教育費、教育総務費、事務局費の役務費でございます。感染症対策事業として、オンライン授業導入に要する経費として180万円を補正するものでございます。新型コロナウイルス感染拡大により休業等が長期化し、教育課程の実施に支障が生じる事態に対し、遠隔教育等に取り組むための経費でございます。

最後に、12、13ページでございます。新型コロナウイルス感染症対策に伴う今後の感染症対策の財源といたしまして、国の一般会計補正予算と同様にですね、新型コロナウイルス感染症対策に係る予備費として700万円を補正するものでございます。なお、この予備費につきましては、これからさまざまなことが想定される部分でございます。確実にこの予算をこのコロナウイルスのために予備費として置いておいて、速やかに執行していきたいと考えている予備費でございます。

以上、一般会計補正予算について御審議よろしくお願いいたします。

町 長 すいません。今、11ページのですよね、商工の助成について、商品券のところの話の事業の幅の話がありましたけど、もともと2,000万の予算を…2,000万の事業規模を組んでいて、先ほどの説明では3,600万という話をしたように聞こえたので、もしそれでいけばですね、3,000万円の事業規模に、3,000万円の事業規模にしてプレミアムが20%になるということなので、すいません。もしちょっと記録があれしちゃったらと思って、訂正させていただきます。以上です。

議 長 これより質疑に入ります。

6 番 井 上 何点かお伺いをさせていただきたいと思います。まず1点目といたしましては、歳入でですね、財政調整基金の繰入金を取り崩すということで、4,500万円をここで取り崩すということでございます。それを繰り入れた、4,500万円を繰り入れた後のですね、財政調整基金の残高がですね、幾らとなるのか。また、今後のですね、決算の剰余金等の関係もありますけれども、見込みとしてはどのように財政調整基金が推移をしていくのかということで、お知らせいただきたいと思います。

あとですね、2点目といたしましては、11ページのですよね、予防費の中での

消耗品で、防御衣とかマスクを購入をするということですが、これはですね、町内の医療機関に対して町のほうでですね、購入した感染症対策の消耗品をですね、足りないところに対してはもう提供をしてしまうとか、というもののなかでしょうか。それについてお聞かせいただきたいと思います。それともですね、予防費での購入ということですので、町のほうのですね、さまざまな検診等があります。そういったものでこれを全て使ってしまうのか。町内医療機関に対してのですね、提供はあるのかというのがですね、その部分でございます。

あと、次の商工振興費の中で、今まではですね、労金のほうに対しての預託金という制度がありました。今回ですね、商工振興費の中で20万の貸付金がありまして、そこで1,500万円を出すということで、そのときの説明はわかったんですけども、それとですね、その町がですね、金融機関に預託をすることによって、そうすると銀行のほうとしてはそれを担保にしてですね、もし返済がないとかですね、そういった場合に対しての保険としてですね、預託をするというふうに考えるとですね、18の負担金補助及び交付金の一番最初に書いてあります信用保証料の補助金というものもありますけれども、そことのですね、すみ分けというのが、信用保証料を出すのであれば、それは信用保証協会に対しての保証金の部分をですね、町が助成をするということであるとですね、その預託金の制度とその信用保証料の補助金というもののすみ分けというのはどういうふうに考えているのかということでございます。

最後はですね、予備費でですね、こういった予備費の計上のされ方というのは多分初めてではないかなというふうに思います。新型コロナウイルス感染症対策に係る部分ということで、支出のですね、見込み等ございましたら、予備費700万円の補正額の見込みについてお知らせをいただきたいと思います。

政策推進課長 それでは、まず財政調整基金の関係でございます。現在、4月1日現在の利子を含む形では、3億5,466万5,876円になりますので、ここで4,500万円を差し引きますと3億900万円ほどの財政貯金になる見込みでございます。今後につきましては、3億5,000万という数字をですね、9月の最終的な決算状況も踏まえ、また国からの補助金のことも踏まえましてですね、その部分を速やか

に報告していきたいというふうに思います。その財政貯金の数字については、3億5,000万について、めどに報告をさせていただきます。

予備費でございます。予備費、これから何に使っていくのかというものがあればということなんですが、私としましては、さまざま使いたいものはいっぱいあるんですが、今ですね、この700万円につきましては、町としては先ほどの消耗品あります。防護服、医療現場で大変困っている方がございます。また学校で休業等もあって、そういう方についてもマスクや防護服、そしてさまざまな消毒液も含めまして、今回600万円ほど見込んでございますが、今後延びた場合に、この700万円では足りなくなる可能性もあります。なので、予備費につきましては、この700万円という額を必ず使ったものについては皆さんのほうへ報告させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。なお、この700万で足りない場合につきましてもですね、今のある予備費からさらに使う可能性もありますので、その節も御報告させていただきたいというふうに考えております。以上です。

参事兼総務課長 先ほどの消耗品の関係の防護服などのことについては、町内の医療機関のほうへも提供ということも考えておりますし、マスクについては足りないとか、そういったところについての提供を考えているところです。以上です。

観光経済課長 私のほうは、先ほど融資の件でですね、信用保証料また預託金に関することかと思ひます。こちらについては、まず融資の制度全般論でいった場合にですね、他制度もそうなんですけども、信用保証に関しては当然保証料の関係は必要となります。預託金がなぜここでじゃああわせて必要なのかという整理なんですけども、まず、金融機関、いろいろな金融機関ございますが、今の現状を踏まえて、中には不要というような金融機関もございます。ただ、その金融機関といろいろ調整をしている中では、既存の今までのいろいろな融資制度ございましたが、その預託金をもとにですね、5倍程度とか、こういった考え方の制度がある中で、やはりこれが必要だとおっしゃる金融機関もあるという中で、このような予算立てとなっております。以上です。

6 番 井 上 結構です。

議 長 ほかにございますか。

5 番 田 代 11ページ中段、感染症対策事業、負担金補助交付金、これの一番下から2つ目です。貸付金の上2つ目です。中小企業・小規模事業者等緊急支援事業補助金、これにつきまして、先ほど政策推進課長から説明ありましたが、これ、町単独事業というふうに受け取っておりますので、もう少し具体的な例を示した説明をお願いします。

観 光 経 済 課 長 ただいまの御質問でございます。中小企業・小規模事業者等緊急支援補助金500万円ということで計上させていただいております。こちらにつきましては、ちょっと重複するかもしれませんが、まず事業を営んできている中で、今回本当に激減をしている、売上等が激減をしている。また、国等の支援策がなかなか行き届かない、どうしても金融機関も含めていろいろな支援ございますが、ここで行き届かない部分、漏れてしまう部分、こういったところをカバーするものでございます。具体例というのが、なかなか個別のものは当然ここで話してできるものは、すいません、なくて恐縮ですが、やはり今回こういった中で、こういった事態の中で、その事業を閉じようとしている方がまさにいると。そういった事業をやっぱり承継するような観点、またですね、やはり事業者の中では今、国・県も含めたさまざまな支援策がこの後、事業者側にもあろうかと思えます。そこでどうしても足りない部分というのをしっかり精査しながら、こちらについては活用していきたいというふうに考えて、町に必要なものをしっかり整備してまいりたいと思えます。よろしくをお願いします。

5 番 田 代 今回の補正のこの提案については、時間がない中での走りながらの作業であったと推察します。本当に御苦労さんでした。具体的今、課長が説明のあったとおり、国等の支援で行き届かない事業に対して対応していきたいというふうな話あったんですけども、この事業の中で、予算、商工関係の予算で拝見させていただきますと、家賃補助、テナントで入っている店の家賃の補助って言葉が一つも多分説明の中でなかったと思えます。国の関係でも…国というか、いろんなマスコミの関係でも家賃が払えない、家賃が払えないという言葉が出ております。そのようなことから、これから具体的に決めて、支出を執行していくと思うんですけども、そういったもの、1カ所に100万でどんと出すような方法もあるかもしれませんが、やはり家賃が払えないから閉められ

ない。だから開けているんだという方も多いのでね、それを全て補填するというのは、やっぱり町の財源では無理だと思うんですけども、何らかの支援あたりをこれに組み込められないのかなというふうに考えますけれども、この辺、町長はいかがでしょうかね。

町長 本当にいろんな情報が入ってきていて、支えられるものであれば100%支えたいという気持ちは本当にあります。今みたいな御提案も含めてですね、柔軟に対応できるように。ただ、最終的には町民の方々に御説明させていただけるようにですね、制度設計もちゃんと考えながら対応してまいります。ただ、その制度設計に時間をかけ過ぎてもよくないと思っているので、迅速に対応してまいりたいというふうに考えます。以上です。

5 番 田 代 今、町長が説明あったことで理解いたしますけれども、緊急融資制度とか地元の銀行、3社からの融資をいただく制度とか、政府系金融機関からの融資制度、商工会が窓口になる関係のものに対して利子補給だとか信用保証料を見るというのは理解できます。町単事業でも、これについては初めて取り組む事業ですのでね、今、町長が説明のあったとおり、やはり町単の税金を…町税を充当するわけですから、しっかりと説明のあるような、できるようなことをお願いしたいことと、あとは先ほどの700万の予備費、やはりこれから今、慌てて作業してね、予算計上したと思いますので、本当にその700万の予備費の使い道、これについて困った人を助ける。または病気が感染しないような、医療とかそういったものにしっかり使っていただきたいと思います。このことについて町長ね、アバウトだけど、もう今回認めさせていただくというのは私の考えです。これ以降、やはり定期的に、こういうふうになってますという情報提供、議員への全員、情報提供をいただきながら、一緒にキャッチボールをして進めていくというふうに私は考えてますが、その情報提供についてはいかがでしょうか。

町長 御提案ありがとうございます。これまでも皆さん方の代表である議長ともキャッチボールしてきました。今後もですね、それは継続してやっていくつもりでもいますので、その辺でまた説明が足りない分は補足もさせていただきますので、御理解いただき、また本当に我々の情報量だけで本当にいいのかと思

ながら、今回の補正予算も組ませてもらったところもあります。実に皆さん方からの声もいただきながらですね、進めてまいりたいと思っていますので、よろしくをお願いします。以上です。

5 番 田 代 前向きな回答いただきましたので、月に一遍、議員の集まる会議がありますので、そういったときに定期的にこの件に関しては御報告をいただきたいと思っています。よろしくをお願いします。終わります。

議 長 ほかにございますか。

4 番 平 野 この予算のことは私も認めていく気持ちでおります。こういった予算のところにあられないものも、3月の…3月じゃないね、これ。4月の全協ですね、ついこの間の全協では、何かアイデア的な段階だとおっしゃったと思うんですが、一応この箇条書きで鈴木課長のほうからいただいたりして、こういったものにあられない取り組みも多々考えられていると思うんですが、あとはほら、何でしたっけね、水道料をちょっと待つとか、何かそういう、もしそういうことで、かなりもう具体的に、これは走り出しそうだよというようなことがもしわかっていたら、そういうものも教えていただきたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

政策推進課長 ありがとうございます。今言われたとおり、水道料の関係もですね、いろんな調査をしているところでございます。すぐ公表するところまでまだ至っておりません。また、ふるさと納税の関係とかも速やかに進めているところでございます。この辺の情報も適宜皆様のほうに報告させていただきたいと思っております。

また特にですね、町独自というよりは、県の社会福祉協議会が主体となってやっています窓口の事務局が社会福祉、町の社協のほうをやっているものがございまして。緊急融資、小口等の周知強化を、やっぱり町も積極的に進めていくというものもですね、この対策の一つだと思っていますので、あわせて進めていきたいと。現状的には今、その辺のものを含めてですね、ホームページ等にも公表していきたいと思っておりますので、その節はよろしくをお願いします。以上です。

議 長 この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論を打ち切って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を打ち切り、採決を行います。議案第27号令和2年度松田町一般会計補正予算(第2号)について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 以上で予定しました日程の全てが終了しました。これをもって本臨時会は閉会といたします。慎重な御審議、ありがとうございました。(11時57分)

この議事録は事務局が作成したものであるが、その正確なることを証するために署名いたします。

令和 2年 7月30日

松田町議会議長 飯 田 一

署名議員10番 齋 藤 永

署名議員11番 寺 嶋 正